

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成2年条例第98号）の一部を次のように改正する。

附則第5項に次のただし書を加える。

ただし、定期収集家庭廃棄物（燃やすごみに限る。）の収集による処分につき、次項ただし書の規定により第16条第1項の手数料を納付した者は、同条第4項の規定により交付された指定収集袋により、これを搬出することができる。

附則第6項に次のただし書を加える。

ただし、燃やすごみの収集による処分に係る手数料については、同表に規定する手数料に代えて同項の手数料を納付することができる。

第2条 熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条の3第6号及び第7号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附則第5項中「搬出方法」の次に「（燃やすごみを市の処理施設へ持ち込み、処分する場合を除く。）」を加える。

第3条 熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第5項中「燃やすごみを」の次に「市の定期の収集により処分する場合及び」を加え、同項ただし書を削る。

附則第6項中「における処理計画に定める定期収集家庭廃棄物の処理に係る」を

「において、埋立ごみを市の定期の収集により処分する場合の」に改め、同項ただし書を削る。

附則別表を次のように改める。

附則別表（附則第6項関係）

単位	金額
小袋（容量が18リットル相当のもの）1袋につき	14円
中袋（容量が30リットル相当のもの）1袋につき	16円
大袋（容量が45リットル相当のもの）1袋につき	19円50銭

#### 附 則

この条例中第1条の規定は平成31年2月1日から、第2条の規定は同年4月1日から、第3条の規定は同年8月1日から施行する。

（提出理由）

旧鹿本郡植木町の区域における燃やすごみの収集等の取扱いを当該区域以外の本市の区域の取扱いに統一する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。